

令和3年11月19日

青雲中学校・高等学校

保護者 各位

学校法人青雲学園

事務室

青雲学園授業料臨時軽減制度について（ご案内）

次の条件に該当される方は、補助制度の対象となる場合があります。下表をご確認いただき、申請を希望される方は、学園事務室（担当：平山）までご連絡ください。

記

	中学校	高等学校
支給の条件	①保護者が長崎県内に住所を有すること ②失職、倒産等の <u>家計急変</u> により、次のいずれかの所得要件を満たす者と同程度の経済的状況にあること ア. 市町村民税非課税世帯 イ. 生活保護受給世帯	① 保護者が長崎県内に住所を有すること ② 失職、倒産等の <u>家計急変</u> により、次のいずれかの所得要件を満たす者と同程度の経済的状況にあること ア. 保護者等の課税標準額の合計が1,503,000円未満の世帯 イ. 市町村民税非課税世帯 ウ. 生活保護受給世帯
提出期限	令和4年1月14日（金）	
提出書類	状況により、申請に必要な書類が異なります。 まず現状を確認させていただき、必要な書類について、改めて提出を依頼させていただきます。 <必要書類 例> ① 生活状況に関する申立書 ② 家計急変を証する書類 ③ 住民票謄本（戸籍筆頭者、続柄記載） ④ 授業料軽減臨時補助金審査票 等	

以上